

PCB 廃棄物処理基本計画の変更に係る検討要請に対する 環境大臣への回答について

平成 25 年 10 月 25 日に環境省から検討要請のあった、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更」について、次のとおり回答を行った。

1 日 時

平成 26 年 4 月 25 日（金）

2 場 所

環境省 環境大臣室

3 出席者

環境省 石原伸晃環境大臣、井上信治環境副大臣、浮島智子環境大臣政務官 ほか
国会議員 堀井学衆議院議員 ほか
室蘭市 青山剛市長、佐藤潤市議会議長、徳中嗣史副議長 ほか
北海道 川城邦彦環境生活部長 ほか

4 概 要

- ① 室蘭市から環境大臣に対し、回答書を手交 ～ 別紙 1
- ② 北海道から環境大臣に対し、回答書を手交 ～ 別紙 2
- ③ 環境大臣から室蘭市に対し、承諾書を手交 ～ 別紙 3
- ④ 環境大臣から北海道に対し、承諾書を手交 ～ 別紙 4

室経産第28号
平成26年4月25日

環境大臣 石原伸晃様

室蘭市長 青山



北海道 PCB 廃棄物処理事業における事業変更要請について

平成25年10月25日のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に係る要請について種々検討を行ってきたところですが、別添の受け入れ条件の承諾を前提に同意いたします。

つきましては、提示した受け入れ条件についてご回答願います。

北海道 PCB 廃棄物処理事業における事業変更要請に係る受け入れ条件

本市は、平成 25 年 10 月 25 日、国から「遅延している PCB 特措法に基づく処理事業について、各方面に心配をかけていることを遺憾に思うとともに重大に受け止め、事業の体制について種々検討してきた結果、JESCO 各事業所の能力を最大限活用する処理体制が不可欠」とし、北海道事業の変更について検討要請を受けました。

本市では、住民説明会の開催、関係団体への説明、広報紙での周知、環境副大臣と議会との意見交換会等を経てまいりました。

同事業が遅延するに至った理由や新たな体制の必要性について一定の理解を得られたものと受け止めていますが、本市はすでに 15 県の広域処理を受け入れており、期限延長を含め多くの市民意見や議会論議がありました。

本市としては、これまでの経過を踏まえるとともに立地市としての責任とさらなる地球環境への貢献に向けて、これまでの受け入れ条件に加え下記に掲げる条件を国が承諾することを前提に、北海道 PCB 廃棄物処理事業の事業変更要請を受け入れいたします。

記

1. 安全性の確保とともに、確実な事業推進

- (1) PCB 廃棄物処理事業にあたっては、これまで事業運営にあたって様々なリスクを想定した対応がとられ、多重のモニタリングの実施、事業情報の公開や監視円卓会議の設置等がなされているが、今般の事業変更は大幅な期間延長と処理地域の拡大を伴うことから、安全性を最優先に地域不安に配慮した事業をすすめること。
- (2) また、一方、確実な事業推進に向けて国や関係自治体においては、さらなる未処理 PCB 廃棄物の把握、関係業者への指導とともに、料金負担の弾力的な対応等を行い期限内で事業を終了し、再延長は行わないこと。
- (3) 今般の国の要請は、PCB の歴史的な課題やこれまでの経過について地域住民の理解とともに先の大震災のこともあり地域不安に対する対処が必要である。PCB 処理事業の事故等を原因とする事案が生じた場合、事業主体者とともに責任ある対処を行うこと。

2. 廃棄物排出県等による PCB 関連事業の展開

- (1) 北海道 PCB 処理事業は本市をはじめ地域住民の理解で成り立っている。
しかしながら、本市の取り組みや貢献が全体として排出県等に評価されていると言いきらい状況にあることから、排出者責任や行政指導に鑑みた関係者の施設視察や研修会の開催等、国として必要な施策を講じること。

3. 本市が取り組む環境関連事業への協力

- (1) 本市は、これまで環境関連産業拠点形成を進めているが、地球温暖化対策にも先導的な役割を果たし、環境貢献とさらなる地域発展につなげる考えを有している。
本市における公共施設における省エネ事業、環境学習施設の整備、その他環境関連事業に係る中長期の施策やプロジェクトの推進について支援策を講じること。

4. その他

- (1) PCB 処理施設は、国際的にも先端的技術が導入されており、事業終了後の有効活用について、北海道、市と連携して地域振興につながる有効活用策について調査・検討を行うこと。
- (2) 受け入れ条件のほか、PCB 関連で国に要望している他省庁に関する事案について配慮を願いたい。

循環第143号

平成26年4月25日

環境大臣 石原 伸晃 様

北海道知事 高橋 はるみ



ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について (回答)

平成25年10月25日付け環産発第1310256号で検討の依頼がありました標記につきましては、これまで室蘭市とともに検討を行ってきたところですが、道としては、国が、室蘭市の提示した受入条件を承諾し、引き続き責任をもって日本環境安全事業株式会社を指導監督するとともに、新たに北海道事業の対象地域となる1都3県に協力を求め、事業の円滑な推進と安全確保が図られることを前提に同意します。

(環境生活部環境局循環型社会推進課)



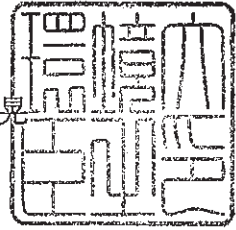
(別紙3)

環廃産発第 1404251 号

平成 26 年 4 月 25 日

室蘭市長 青山 剛 殿

環境大臣 石原 伸晃



ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について

平成 25 年 10 月 25 日付け環廃産発第 1310258 号にて御検討をお願いした標記の件につきましては、平成 26 年 4 月 25 日付け室経産第 28 号により受入条件を提示いただいたところですが、環境省としては、これを承諾いたします。

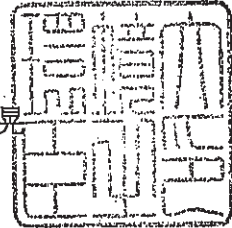
つきましては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の安全確保及び計画的かつ早期の処理を推進していくため、貴市の御協力をいただきますようお願いいたします。

環廃産発第 1404252 号

平成 26 年 4 月 25 日

北海道知事 高橋 はるみ 殿

環境大臣 石原 伸晃



ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について

平成 25 年 10 月 25 日付け環廃産発第 1310256 号にて御検討をお願いした標記の件につきましては、平成 26 年 4 月 25 日付け循環第 143 号により受入条件を提示いただいたところですが、環境省としては、これを承諾いたします。

つきましては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の安全確保及び計画的かつ早期の処理を推進していくため、貴道の御協力をいただきますようお願いいたします。